

社会保険の保険学：自助・互助・公助の保険経済学

小川，浩昭

<https://doi.org/10.15017/4494323>

出版情報：経済學研究. 63 (3), pp.25-43, 1996-12-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



社会保険の保険学

——自助・互助・公助の保険経済学——

小 川 浩 昭

目 次

1. 保険の資本主義性
2. 保険の原理・原則の相対性
3. 社会保険の保険性
4. 社会保険の特徴
5. 相互扶助と再分配

1. 保険の資本主義性

保険とは、経済的保障制度である。経済的保障とは、一定の経済状態を保持するために、偶然の事象によってその経済状態が侵害されないように防護・保全することである¹⁾。もともと経済的保障機能を果たす保険ではあるが、保険取引において通常の商品売買取引と同様な取引形態が、前払確定保険料方式として現れ²⁾、それが支配的となり、保険において、保険料——保険資金——保険金なる循環が見られることとなる。

保険資金は保険金支払の原資であるが、保険料徴収から保険金支払までタイム・ラグがあるため、貨幣が蓄積される。ゴーイング・コンサーンとしての保険企業を前提とすれば、仮に短期の保険であっても保険資金の蓄積は期待できる。潜在的資本という追加的使用価値が貨幣に成立している程に信用制度が発達している下では、保険者は、自分の手許に蓄積された保険資金を眠らせることなく金融・資本市場に投下する。かくして、保険の金融的機能が発揮されることとなるが、それは発生契機からすれば、保障が保険の本来の機能であるのに対して、付随的・派生的機能である。もっとも、保険会社の資金蓄積能力に目をつけて、保険会社を資金蓄積機関として活用した例などが過去にはみられ³⁾、また、バブル期では保険の金融的機能は付随的・派生的といった見方が時代錯誤的と思わせるような金融的機能の発揮や保険の金融商品化が見られた。このように、両機能の関係は固定的ではないが、両機能を保険の2大機能と捉えることができよう。

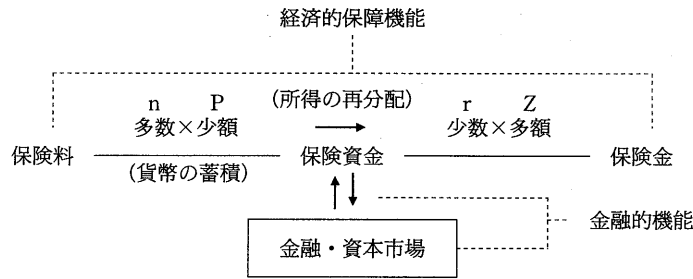
経済的保障制度はいかなる社会においても必要とされ、求められる制度であろう。それが具

1) 庭田 [1973] p. 116. 保険の本質についての筆者の立場は、真屋尚生博士の「予備貨幣再分配説」を支持する立場にある。しかし、議論の単純化のために、保険資金の蓄積、現金給付を前提として論述する。「予備貨幣再分配説」については、真屋 [1991] 第1章を参照されたい。なお、筆者は経済的保障を超歴史的概念と捉えている。したがって、たとえば、経済的保障概念が変化しようとする Rejda [1994] pp. 2-3の見解については、相対的概念である貧困と経済的保障概念を混同した誤った見解と考える。経済的保障概念および筆者の保険本質観については、小川 [1996b] を参照されたい。

2) 小川 [1996a] pp. 507-510.

3) 小林 [1990] p. 74において、「西洋の保険技術が簡単に受け入れられたのは、明治政府という専制国家の権力手段を通して蓄積されたいわば原始的蓄積を保険という技術を使って吸い上げるためであったからである。」

図1. 保険の仕組み



体的にどのような形態をとるかは、それぞれの時代における経済社会の仕組みに規定される。経済的保障制度としての保険は、資本主義経済社会における最も有効な経済的保障制度であり、そのことは保険が資本主義性を有することを示唆するのではないか。まず、この点について考察してみよう。

封建社会が崩壊し、資本主義経済社会へと移行した。封建社会は身分社会でもあり、各種の規制があったが、その規制に従うならば、社会自体が経済的保障・生活保障をしてくれるという側面があった。しかし、資本主義経済社会は、私有財産制度を基盤にして、相互に独立した個人が貨幣を媒介にして自由に取引しあう社会である。したがって、個人主義的であり、自由主義的な社会である。また、各人の行動は合理的経済計算に基づく。このように、資本主義の特徴とは、個人主義・自由主義・合理主義といえよう。

このような特徴を有する資本主義経済社会における経済的保障制度の保険も合理的制度とされる。多数の保険加入者から少額の保険料が徴収され、保険資金が形成され、その保険資金から不幸にして保険事故に遭遇した少数の保険契約者に多額の保険金が支払われる。それは、図1のように、保険料——保険資金——保険金と

して現象し、＜多数×少額＞の貨幣が＜少数×多額＞の貨幣へと転換していることを意味し、貨幣の分配によって経済的保障が達成されている。個々の保険加入者からすれば、少額の保険料を支払うことにより、多額の保障(保険金額)を得られることとなる。このような仕組みは、大数法則を応用し、同様な危険にさらされている多数の経済主体を結合して保険団体を形成することにより成立している。そしてこの仕組みを支えているのが、保険の原理・原則である。保険の原理・原則のうちで最も重要とされるのは、「給付・反対給付均等の原則」と「収支相等の原則」であり、保険の2大原則とも呼ばれる。

いま、保険料を P 、危険が発生する確率を ω 、保険金を Z とすれば、

$$P = \omega Z$$

が給付・反対給付均等の原則を示す。保険加入者の数を n 人、不幸にして保険事故が発生し保険金を受け取る保険加入者の数を r 人とすれば、

$$nP = rZ$$

が収支相等の原則を示す。

給付・反対給付均等の原則は、支払う保険料が、受け取ることあるべき保険金の数学的期待値であることを示している。したがって、保険料はなんら慈善性を有さず、そこには資本主義的な等価交換の法則が貫徹している。すべての

契約者に等価交換が成り立つことは、保険契約者が平等に扱われていることを意味する。そこで、「保険契約者平等待遇の原則」が導かれる。自分のための保障に対して正当な対価たる保険料を支払っているのである。さらに、通常保険に加入するもしないも自由であることを考えあわせるとき、保険が個人主義的にして、自由主義的な制度であることが明らかであろう。そして、個々の契約に給付・反対給付均等の原則が成立するならば、保険団体全体としての均衡、すなわち、収支相等の原則も達成されよう。このようにして、個々に危険に備えたならば、巨額な貨幣が必要とされるが、保険は個別経済的にも、社会経済的にも退蔵されたであろう貨幣を節約し、貨幣準備に適時性・適量性をもたらしているのである。この点に、経済制度としての保険の合理性が発揮されているのである。保険は個人主義的・自由主義的・合理主義的な、正に資本主義的制度なのである。「保険ほど資本主義的なものはない」との見解は、あながち言い過ぎではないのである。

2. 保険の原理・原則の相対性

収支相等の原則 $nP=rZ$ は、 $P=\frac{r}{n} \cdot Z$ となるから、 $\frac{r}{n}=\omega$ ならば、簡単に給付・反対給付均等の原則を導ける。また、逆に給付・反対給付均等の原則からも、簡単に収支相等の原則を導ける。いわば数学的には単純な式の変形にすぎないというのが両原則の関係といえるのであるが、両原則は保険の根本原理、2大原理・原則とされ、両者の関係をどう捉えるかという点でかつて論争がなされた程である⁴⁾。そもそも、単純な式の変形に過ぎない両原則を保険の2大原則として、個々別々に把握するということの意

義はどこに求められるのであろうか。

まず、数学的に簡単な式の変形を可能とする $\frac{r}{n}=\omega$ が、保険制度上あるいは現実には簡単な関係ではないことに注意を要する。実際には、保険事故発生確率である ω は、大数法則が成立するほど大量に、つまり n をそれだけ大量に集積することによって、 $\frac{r}{n}=\omega$ となるような r が得られてはじめて成立するのである。それは、サイコロを振って1の目が出る確率は $\frac{1}{6}$ だが、1が出る回数が確率 $\frac{1}{6}$ に一致するには、サイコロを振る回数をできるだけ多くしなければならないことと同じである。サイコロを振る回数が n であり、それを多くすることによって、 $\frac{r}{n}=\omega$ (この場合は $\frac{1}{6}=\omega$) となるような1の目が出る回数 r が得られるのである。したがって、数学的には単純でも、保険制度としては $\frac{r}{n}=\omega$ となるためには、大量の保険契約が集積されなければならないという、いわば保険における「命懸けの飛躍」が必要となる。すなわち、危険が大量に集積されなければならないということである。これを「危険大量の原則」という。しかも、ただ危険が大量であれば良いのではなく、同質の危険でなければならないので、「危険同質性の原則」も導かれる。

なんら慈善性を有さない正当な対価としての保険料を払い込んで保険に加入するのは、あくまでも自分のためであることから個人主義的であり、保険に加入するもしないも自由であるから自由主義的であり、このような保険は個別経済的にも社会経済的にも経済的保障達成のために必要とされる貨幣を節約させる点において、合理的である。しかし、保険の経済的保障機能

4) この論争は、近藤文二博士と庭田範秋博士との間で行われた。この点については、真屋[1987]pp. 38-43を参照されたい。

は、形成される保険団体において、多数の保険契約者によって払い込まれた個々には少額の、保険資金としては巨額な貨幣が、不幸にして保険事故に遭遇した少数の保険契約者に分配されることにより発揮される。多数の人間によって、不幸な少数の人間の救済が行われているような形をとる。そのため、しばしば保険には「一人は万人のために、万人は一人のために」との相互扶助的精神が流れているとか、保険は相互扶助的な制度であると指摘されるが、保険の資本主義性を考慮すれば、その相互扶助性とは貨幣操作上の保険技術的なものであることは明らかである。同時に、このような相互扶助性が現象的に見られるのは、保険において一種の所得再分配が行われているからということに注意しなければならない。

さらに、両原則の関係で特に注目すべきは、給付・反対給付均等の原則が各加入者に対して守られたならば、必然的に収支相等の原則は満たされるが、収支相等の原則が満たされたからといって、給付・反対給付均等の原則が満たされるとは限らないことである。すなわち、ある人に対して低めに保険料を割り当てた場合、したがって、この保険加入者に対して給付・反対給付均等の原則が成立しない場合、他の保険加入者にその分を相殺できるように保険料を高め割り当てれば、あるいは、保険団体に属さない第3者に不足分を補助してもらえば、収支相等の原則は成立する。ただし、後者の場合は $nP=rZ$ の式から逸脱し、保険者にとって保険料収入以外の収入も含めた総収入と保険金支払総額が一致するという意味での収支相等となる。個々の契約毎に給付・反対給付均等の原則が成立しなくても、収支相等の原則は成立しうるものであり、また収支相等の原則が成り立てば、事

業としての保険の運営・経営は可能となる。このことから、収支相等の原則を「保険経営の原則」ともいう。各保険契約に給付・反対給付均等の原則が成立し、もって収支相等の原則が達成されるというのが理論的であり、理想なのであろうが、現実には両者の関係は逆転し、収支相等の原則から出発し、可能な限り給付・反対給付均等の原則に近づけようとすることになる。なぜならば、実際、個々の契約毎に正確な危険率を把握することは不可能であり、給付・反対給付均等の原則の貫徹・厳格な個別保険料方式の適用は困難であることが多いからである。むしろ、新種保険が販売されるに際しては、給付・反対給付均等の原則の成立よりも、ある程度大量な契約が見込まれ、収支相等の原則の成立が期待できることのほうが重要とされているであろう。加えて、次のような点も無視できない。同質な危険が多数結合されて保険団体が形成されるならばよいのであるが、危険の同質性をあまり厳格にすると、多数の危険の結合が困難になる。むしろ実際には、保険の種類・種目ごとに一定の基準を設け、各保険加入者の危険事情に関する固有の要因の一部を捨象するのが一般的である⁵⁾。

このように、保険の原理・原則は厳格に守られているわけではない。したがって、保険の原理・原則は保険の特徴を表し、保険の運営・経営上も重要ではあるが、それ自体絶対的な真理を表すものでも、絶対的に守らなければならないものでもない点に注意しなければならない⁶⁾。その意味で、保険の原理・原則とは相対的なものである。そして、このような状況が如実に表れているのが社会保険と解すべきなのではない

5) 真屋 [1991] p. 49.

6) 同上 p. 12.

か。

保険の技術を利用し、給付・反対給付均等の原則を最初から修正ないし放棄する⁷⁾ことによって、社会保険という制度に政策性・福祉性を付与し、保険としての維持＝経済制度としての維持を図るために収支相等の原則は追求するということが、社会保険ではみられる。社会保険の保険料や経費は、一部を事業主負担や公的負担としており、応能負担の原則に立っている。それゆえ、社会保険は保険ではないとする見解⁸⁾もある。しかし、資本主義の矛盾の高まりにより階級闘争が先鋭化するなかで、社会政策としての労働者保険として登場したのが社会保険

であり、その後の資本主義の展開において、社会保障が制度として確立してくるに伴い、労働者から国民全体へと社会保険の対象が拡大し、現在では社会保険は社会保障の重要な構成要素となっている⁹⁾。社会保険などの経済的弱者向けの保険の登場によって、保険の経営形態・経営動機が私営形態・営利主義から多様化した。また、それは保険が社会に普及することと関わっていることから、社会保険の生成・発展は「保険の社会化」と捉えることが妥当であろう。さらに現代では、保険が多様な経営形態を発生させながら社会全体に普及する社会化した段階から、いわゆる経済的保障の3層構造が構築され

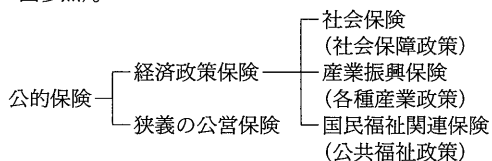
7) 社会保障制度審議会[1962]において、「社会保険は、給付反対給付均等の原則にたたない。その点で私保険と異なる。」また、佐口[1992] p. 70において、「個人の負担と給付の均衡が、保険技術としてつらぬかれないところに、社会保険の存在が認められねばならず、保険集団内の再分配があることが特徴となる。」ただし、再分配の理解のしかたに問題がある。

8) たとえば、佐波[1951] pp. 160-168を参照されたい。

9) 社会保障という用語に限らず、福祉、社会政策、社会事業、社会福祉、社会扶助、公的扶助などの用語の規定にも、必ずしも統一性が見られない。しかし、その不統一性は質的相違というよりも、量的相違・範囲の違いといった面が強い。もちろん、そのような違いが生じるのは、特に歴史的分析に基づく各制度の捉え方の違いといった論理に関するものである。本来そのような分析、論理を踏まえた上で、これらの用語を整理分類して使用するべきであるが、本稿では多分に便宜的ではあるが、社会保障制度と関る一連の用語を次のように解して、考察を進める。

社会政策、社会事業、社会扶助、社会福祉は、いずれも狭義に解し、社会保障、経済政策という用語を広く解して、包括性を持たせることを基本とする。社会政策とは、労働者保護政策に限定する。社会事業は、無拠出でなされる国家の救済策で、社会扶助・公的扶助の先駆的形態とする。両者の違いは、社会事業が救済的思想に基づく慈悲的・恩恵的性格を有するのに対して、社会扶助・公的扶助は生存権思想に基づく福祉国家主義の下で権利性を有することである。社会扶助と公的扶助の違いは、共に無拠出により定型的な給付を行う制度であるが、社会扶助は簡単なインカム・テスト(所得調査)だけで一定の要件を満たせば給付がなされるのに対

して、公的扶助はミーンズ・テスト(資力調査)を要件とする。つまり、社会扶助は保険料拠出もミーンズ・テストも給付の要件でない点で、保険方式と扶助方式の中間的なものと捉え、「社会手当」という言葉と同義に解する。社会福祉は、社会的障害を持つ人々に対する援護・育成・更生を図ることとする。社会保障は、公的扶助、社会福祉を含み、社会保障政策と捉えた時には、社会政策を包含する。しかし、社会保障政策は経済政策の一分野と解する。経済政策の意味は広く解し、資本主義経済体制の維持・存続のための経済制度に対する国家の干渉とする。そして、このような規定に基づき、社会保険、産業振興保険、国民福祉関連保険を経済政策保険としての公的保険と捉え、それぞれを社会保障政策－社会保険、各種産業政策(金融政策、財政政策、農業政策、工業政策、商業政策など)－産業振興保険、公共福祉政策－国民福祉関連保険と捉える(下記の図参照)。



社会保障関係の用語については、日本国憲法第25条第2項、日本社会福祉実践理論学会編[1996]、森岡清美ほか編[1993]、事典刊行委員会編[1989]、社会保障制度審議会[1950]、健康保険組合連合会編[1995]、石畑・佐野編[1996]、大河内[1979]、京極[1995]、小早川[1991]、近藤[1965]、西村・荒又編[1995]、庭田[1973]、平田[1994]、古川[1995]、真屋[1991]、三浦[1995]、麓山・江口・田中[1968]、Beveridge[1942]、山田監訳、Rejda[1994]、Titmuss[1974]、三友監訳を参照。

るに伴い、多様な経営形態から提供される各種の保険が、経済的保障制度として相互に関連しながら3層構造により体系化してくるという、「保険の混合化」が生じている。

もちろん、個人主義・自由主義・合理主義に象徴される資本主義性が、社会保険においては私的保険のように反映されていない。しかし、いわば純粋資本主義的な私的保険に保険を限定することなく、社会保険を保険と把握し、多様な保険の経営形態や多種多様な保険と称される制度を保険と把握することは、資本主義が産業資本主義から金融資本主義、さらに福祉国家主義へと変化してきたことの保険への反映を理解するということになるのではないか。資本主義の制度である保険は、当然その土台である資本主義経済社会の動向に左右されるのである。

個人主義的・自由主義的・合理主義的制度として生成してきた保険ではあるが、保険の社会化・混合化により、資本主義性が修正された保険の登場も見られたのである。社会保険の登場は、資本主義経済社会における変化、資本主義性の修正を意味し、社会保険は保険における資本主義性が修正された保険ということができよう。そして、保険の資本主義性修正には、保険の仕組みを支える保険の原理・原則が相対的なものであることが密接に関係していることに注意しなければならない。社会保険は、保険の原理・原則が相対的なものであることを象徴している保険といえよう。

3. 社会保険の保険性

社会保険が保険の要件を充足しているか否かといった観点から、社会保険の保険性を考察しよう。

保険の要件については、必ずしも見解の一致をみていない¹⁰⁾が、本稿では次の4点を指摘しておく。

(1)経済的保障の達成

(2)確率計算を応用した多様な方法による拠出

(3)多数の経済主体の結合

(4)偶然事象の存在

まず、(1)についてであるが、社会保障の中心である社会保険は、ナショナル・ミニマム（今日では、さらに高水準の適性保障といわれることもある）¹¹⁾といった社会保障制度なるがゆえに保障水準に基準・上限および下限が画されるなどの私的保険との相違はあろうが、その目的自体は私的保険と同様経済的保障の達成にあるといえるのではないか。ただし、経済的保障が現在の経済状態の維持に関り、その点から保障水準が現状とされるのに対して、社会保険では保障水準がナショナル・ミニマムであることは、保障水準の違いにより、厳密には、社会保険が経済的保障の達成とはいえないのではないかと疑問が呈せられるかもしれない。

保障水準の上限という観点に立てば、自助努力を否定せずむしろそれを重視する社会保障・社会保険では、ナショナル・ミニマムを基準に、

10) 特に、保険資金の蓄積または準備金の設定を必須のものとみるか否かに見解の相違がある。必須のものとみるものとして、近藤 [1968]、庭田 [1995]、反対の見解として印南 [1956]、真屋 [1991]、広海 [1994] がある。また、理論的には必須ではないが、現代保険の特徴とするものとして、佐波 [1951] がある。

11) ナショナル・ミニマムというがいうまいが、社会保障・社会保険には一定の保障水準がある。それは、相対的な所得水準であり「社会的妥当性」（佐口 [1992] p. 149）に基づいた水準などともいわれる。重要な点は、その一定の水準が変化し得るということであり、また、実際に変化し、絶対的貧困が解決した「豊かな社会」で却って社会保障費が増大するという「豊かな社会の逆説」（社会保障研究所編 [1994] pp. 1-4）という現象が見られる。

国民の自助努力の意欲を削ぐことのない水準に保障水準の上限が画されるといえる。私的保険も、超過保険との関係から、保険金額に上限を課すという形で、保障水準に上限が設けられる。私的保険の場合は、保険の使命が現状保持の経済的保障の達成にあることからくる要請といえよう。したがって、社会保険、私的保険とも保障水準に上限が画されるという点では共通するのであるが、前者が社会保障政策上の要請であるのに対して、後者は保険の本質による要請といえることができる。このような違いが、両者の保障水準の違いとなり、社会保険が厳密には経済的保障の達成という要件を満たしていないとすることができるかもしれないが、私的保険においても、常に全部保険が志向されるわけではなく、一部保険の存在を考慮すれば、経済的保障が現在状態の維持に関するという時の「現在状態」とは、常に実施される保障水準そのものを指すというよりも、賭博性排除のための上限および一定の基準を示しているに過ぎないと解すべきであろう。その意味では、保険は現状というよりも一定の経済水準の維持に関っているというのが、正確な把握となろう。このように考えれば、ナショナル・ミニマムという一定の経済水準を基準とした経済的保障の達成が、社会保険の機能といえよう。したがって、社会保険は(1)の保険の要件を満たすといえよう。

なお、社会保険が自助努力を阻害することのないようにミニマム志向となることに、社会保険が資本主義を否定するものではなく、修正するものであることが表れている。広く国民保険としての社会保険は、経済的保障機能を発揮して、国民の生存権確保・国民福祉に関っているのである。

(2)については、「確率計算を応用した多様な方

法」と保険の原則を緩やかに解することができるのかということが問われなければならない。まず、保険の原則を緩やかに解することができるのは、先に指摘した保険の原則の相対性からである。いま一つは、保険の2大原則により、経済的保障達成のための貨幣の適時性・適量性もたらされ、保険が個別経済的にも、社会経済的にも合理的な制度であることが明らかとされるが、給付・反対給付均等の原則を守らなくとも、保険の合理性を追求し得ることである。たとえば、(3)で考察する社会保険の強制保険性(制)から、逆選択を防止でき、また、私的保険よりもはるかに大量な保険加入者を集め、危険の分散を果たしうるのである。従来の保険学は、保険原則の適用こそが保険の合理性発揮との短絡的な思考に陥っていたのではないか¹²⁾。強制保険制といった、もともと私的な保険技術とは関係ないものが、実は保険の合理性発揮に貢献しうるものであり、合理性確保が必ずしも、保険の原則の厳格な適用を必要としないといえよう。この点からも、保険の原則を相対的に考えることができ、むしろ、「確率計算を応用した多様な方法」と緩やかに解することの方が適切であろう。

(3)については、多くの社会保険で国民的規模での多数の経済主体の結合がなされているといえる。ただし、社会保険が原則強制保険であることから、私的保険が保険者を介して自由意思に基づく経済主体の結合になるのとは異なり、国家権力を背景とする経済主体の結合となろう。社会保険の強制保険性は、社会保険が資本主義性を修正ないし放棄していること、特に給付・反対給付均等の原則の修正ないし放棄と関る。

12) 真屋 [1995] pp. 38-41.

給付・反対給付均等の原則や個別保険料方式は保険契約者平等待遇の原則と一体的に把握できるといえ、給付・反対給付均等の原則の修正ないし放棄は、不利な状態になる保険加入者を発生させるから、任意保険の場合、不利な状態に置かれた者の保険加入を期待できず、保険団体の形成に困難が生じる可能性がある。そのため、強制保険の方が好ましい。強制保険性は社会保険に固有のものではないが、社会保険にとって本質的なものといえよう¹³⁾。

(4)については、やや詳細な説明が必要であろう。

資本主義経済社会の特徴の一つは、労働力までもが商品とされる商品社会であることである。労働者の人間的存在と不可分の関係である労働力商品ではあるが、利潤追求のために労働力を購入し、労働者を生産活動に従事させる資本の側からすれば、労働力商品の価格である賃金は低い程よい。しかし、賃金は単なる価格ではなく、労働者の生活費でもあるから、低賃金などの劣悪な労働条件は、労働者の劣悪な生活条件を意味し、労働力商品の円滑な再生産に支障を来す。労働力の再生産が困難となれば、資本制的生産関係である資本——賃労働の再生産が困難となる。ここに、ひたすら劣悪な労働条件を求めがちな短期的・個別資本の立場と長期的・総資本の立場とが対立するという「合成の誤謬」が生じ、労働者保護政策としての社会政策が実施されることになる。社会政策は資本主義が典型的に発達したとされるイギリスでみると、19世紀初頭に成立した工場法に端緒的な形態がみられる。このような労働者保護立法は、機械制大工業の下での労働者の搾取と支配の強化によ

り現出した「原生的労働関係」を克服するための政策である。それはまた、資本主義の矛盾が激化する中で、労働運動、労資紛争が激化することを背景としている。このような状況の下で、労働者の経済的保障は、自助としての保険の利用は困難で、互助としての共済組合・協同組合保険が中心であった。しかし、このような互助的な共済活動には限界があった。社会保険は、労資紛争の激化とこのような共済活動の限界が露呈されたことを背景として、登場している。したがって、社会保険は労働組合運動や共済活動の一定の発達を前提としている¹⁴⁾。このようにして、封建社会の崩壊に伴う共同体的保障からの解放、資本主義経済への移行に伴う生活自己責任原則の貫徹・自助の強制により発生する貧民への国家による救済としての公助に、労働者保護立法、労働者保険としての社会保険が加わった。それはまた、資本主義の確立が労働者階級を確立させ、彼らにも生活自己責任原則を課しながら、彼らをして自助が十分達成できない経済的弱者に止めるという矛盾を有したからである。社会保険は、かかる矛盾の緩和策という側面を有する。したがって、社会保険は労働力の再生産に関るので、人保険となる¹⁵⁾。そのた

14) 西岡 [1996] p. 46。

15) 労働者災害補償保険(以下、「労災保険」と略記する)を人保険とできるかどうかが問題となろう。労災保険はその名称通り、使用者の賠償責任保険である。しかし、これを字義通り賠償責任保険としてのみ把握することは不適切であろう。なぜならば、使用者に無過失責任主義をとっていることは、この保険の主眼が賠償責任によって生じる使用者の損害を填補するということにあるのではなく、被用者の労災による生活困窮に対する経済的保障にあるといえるからである。そうであるならば、労災保険の性格は、使用者の保険料負担による傷害保険の性格を帯びて来よう。本稿では、労災保険の賠償責任保険としての性格を否定しないが、人保険か物(財)保険かという分類上では、その機能をより重視し、人保険に含める。労災保険については、庭田[1992] pp. 171-330を参照されたい。

13) 大林 [1952] pp. 76-80。

め社会保険は、それぞれの国の社会経済的条件、政治的条件などに規定されつつ生成・発展してきたので体系や内容は国により異なるというもの、労災保険・医療保険・年金保険・失業保険の4部門の全部または一部により構成されている¹⁶⁾。社会保険は労働力の再生産に関する偶然事象を対象に、保険給付はあくまで偶然事象が顕在化したこと、すなわち保険事故の発生に基づいている。現在の、国民保険としての社会保険は、単なる労働者を対象とするのではなく、生産と消費の統一としての社会的再生産の担い手である人間の生活に関する偶然事象を保険事故としているといえよう¹⁷⁾。かくして、(4)の要件も満たされているということができよう。

以上から、社会保険は、経済的弱者・労働者階級の保障を通じて資本主義の矛盾を緩和するために、労働力の再生産に悪影響を与える偶然事象に備える保険として、登場したといえる。しかし、その後生存権を保障することが国家の国民に対する義務として社会保障が成立してくるに伴い、労働者保険としての社会保険はその対象を国民全般へと拡大させ、労働力の再生産よりも国民生活の安定に比重を移してきたといえよう。この点から、従来社会保険の扶養性あるいは政策性といわれていたものは、福祉性を強めてきたといえる¹⁸⁾。この社会保険の変化は、資本主義の福祉国家主義への移行に対応するものである。現代の社会保険は、福祉性と保険性の2面性¹⁹⁾を有しながら、国民福祉と深い関り

を有している保険といえる。もちろん、公的保険である社会保険は、私的保険と異なった特徴を有する。社会保険の保険性、さらにはその性格・性質をより明確とするために、次に社会保険の特徴を考察することにする。

4. 社会保険の特徴

社会保険の2面性から、保険性との関係で他の公的保険および私的保険との比較、政策性・福祉性との関係で社会保障制度における社会保険の位置付けと他の社会保障制度、特に公的扶助との比較を行うことにより、社会保険の特徴について明らかにしたい。

(1) 保険としての社会保険

社会保険は公的保険の一種(脚注8の図参照)であるから、公的保険としての特性を有する²⁰⁾。保険の本来的機能は経済的保障機能であり、この機能の発揮により、保険は経済を安定させる。元来保険は、安定と関り、成長を積極的に促進するものではない。しかし、保険により経済的保障のための貨幣を節約でき、経済活動にプラスの効果を与え、蓄積された保険資金は経済成長のための資金を提供することにより、経済成長を支えることになる。このように間接的ではあるが、保険は経済成長を促進するという機能がある。経済安定・成長に関する機能は、保険の2大機能により発揮されるものであり、公的保険、私的保険いずれにもみられる。ところが、公的保険には、その特有の機能として、いまひとつ社会的平等推進機能がある。これは資本主

16) 社会保険4部門の確立については、Flora and Heidenheimer (eds.) [1995] pp. 50-77を参照されたい。

17) 隅谷 [1991] p. 21。

18) 真屋 [1989] pp. 249-250。

19) 社会保障研究所編 [1994] p. 5, pp. 20-22では、「保険性、社会性」という言葉が使用されている。

20) 公的保険の機能、分類は真屋 [1991] pp. 73-77を参照されたい。

義に内在する矛盾の緩和、不平等を是正する機能である。公的保険は社会保険の他に、保険の技術を利用・応用して国家的見地から産業の保護育成のために特定の産業に固有な危険・損害に対して、経済的保障を与える産業振興保険、低所得者・中流階層を主たる対象にし、人的事故のみならず物的事故に対しても保障を提供する国民福祉関連保険がある。産業振興保険は、民間保険企業では消化できない巨大な危険に対して保険による保護がなされるなど、公的保険の中にあつて、経済成長を促進する機能が強いという特徴を有するが、農林水産業などの零細企業を保護するものもあり、この点で国民福祉関連保険と同様に、経済的弱者保護を通じて社会的平等推進機能を果たしているといえる。

このようにそれぞれの公的保険は、公的保険固有の社会的平等推進機能を果たしているが、次のような違いがある。社会保険は経済的弱者である労働者保険として生成し、労働力の再生産・保全を図りながら国民全般を対象とする制度に発展しており、他の公的保険と比較すると依然として弱者保障の面が強く、保険の活用においても給付・反対給付均等の原則を修正ないし放棄している。また、そのことが平等推進のための所得再分配機能を発揮させる。国民福祉関連保険には、自動車損害賠償責任再保険など社会保障的な性格を有する保険などもあるが、社会保険と異なり保険による再分配自体に平等を推進するような機能を予定していない。しかも、労働力の再生産と直接関わるわけではないから、対象が人的事故だけではなく、物的事故も対象とされる。社会保険が人保険に限られるのに対して、国民福祉関連保険は物保険もある。産業振興保険は危険分担関係が多様なため、元受保険のみならず、再保険、特殊法人への出資

など多様な方法がとられている。再保険は、前述の自動車損害賠償責任再保険のように国民福祉関連の保険にもみられ、元受保険のみの社会保険とは異なる。保険の限界を超える場合でも、産業振興上または国民福祉上保険が必要とあれば、国家が再保険などの形で市場に介入し、私的保険として保険を提供させる場合がある（実質は、私的保険というよりも半公的・半私的保険といえる）。国民福祉関連保険の場合、地震危険などは保険の限界を超えるが、地震国のわが国では、地震保険を提供することが国民福祉の増進上必要とされ、国家の再保険を背景に民間損害保険会社により提供されている²¹⁾。この地震再保険は、国民福祉に関するため国民福祉関連保険である。さらに、社会保険は強制保険とされるが、産業振興保険、国民福祉関連保険は必ずしも強制保険とされない。なぜならば、社会保険のように給付・反対給付均等の原則の修正ないし放棄がされていないからである。

以上の社会保険と他の公的保険との比較に、さらに、私的保険との比較を加えたものが図2である。図2は、保険の分類基準に基づき比較したものである²²⁾。社会保険と私的保険との比較において、次の点も重要であろう。

- ①公的保険一般に見られる特徴から生じる私的保険との違い。
- ②公的保険一般というよりも社会保険ならではの特徴から生じる私的保険との違い。

公営・政策性ありの保険が公的保険、私営・政策性無の保険が私的保険である。したがって、「政策性の有無」、「経営主体」は公的保険、私

21) 小川 [1995] pp. 265-283。

22) 真屋 [1989] pp. 255-258、庭田 [1974] p. 9参照。また、筆者の保険の分類については小川 [1996c] を参照されたい。

図2. 社会保険の特徴(1): 保険としての社会保険

保険の分類基準	社会保険	産業振興保険	国民福祉関連保険	私的保険	特徴
政策性の有無	経済政策	経済政策	経済政策	普通	①
経営主体	公営	公営	公営	私営	①
経営動機	非営利	非営利	非営利	営利	①
保険加入の動機	強制	強制・任意	強制・任意	任意	②
危険分担の関係	元受	元受・再保険	元受・再保険	元受・再保険	②
保険事故の対象	人	物(財)	人・物(財)	人・物(財)	②
保険加入者の性格	家計	企業	家計・企業	家計・企業	②
被保険者の選択方式	団体	個別	個別	団体・個別	②
生産活動との関連	労働力再生産	資本再生産	労働力・資本再生産	労働力・資本再生産	②
リスクの種類	所得力喪失	所得力喪失 財産損失	所得力喪失 財産損失	所得力喪失 財産損失	②

(注) 1. 各保険については、標準的な保険を想定している。

2. 特徴の欄の記号の意味は、下記の通り。

①は、公的保険全般に当てはまる特徴による私的保険との相違。

②は、社会保険独自の特徴による私的保険との相違。

的保険の分類基準であるから、社会保険と私的保険との違いは公的保険一般に当てはまる特徴の反映である。すなわち、公的保険としての社会保険は、経済政策保険であり、公営保険であるのに対して、私的保険は、普通保険であり、私営保険である。「経営動機」も、公的保険、私的保険という分類に付随するものといえるので、同様に公的保険一般の特徴が反映する。「保険加入動機」は、保険技術と関る。公的保険には社会的平等推進機能という固有の機能があるといっても、産業振興保険、国民福祉関連保険は、社会保険のように給付・反対給付均等の原則の段階で平等機能を発揮する保険技術的な平等推進性は基本的には看取されず、あくまでも各保険が果たす役割との関係で平等機能が発揮される。そのため、原則強制保険とはならない。そ

こで、この社会保険と私的保険との違いは、①によるというよりも、②によるといえる。「危険分担の関係」では、前述の通り、産業振興保険、国民福祉関連保険には再保険という形での国家の保険市場への介入がみられ、元受保険・民間——再保険・国家（実質「再再保険」という場合も多い）という関係がみられるが、社会保障政策として実施される社会保険は、直接国家等が保険の供給に関っている。「保険事故の対象」以下の基準では、主として、社会保険が国民を対象とする国民生活の安定と関る面が強くなったといっても、労働力の再生産・保全という生産政策的意義を本質的に有していることから生じる社会保険ならではの特徴が反映されて、私的保険との違いが生じているといえる。

前述の社会保険は資本主義性が修正された保

険との規定に従うならば、次のようにいうことができよう。社会保険では給付・反対給付均等の原則が修正ないし放棄されているから、個人主義が貫徹していない。しかも、強制加入が一般的であることから、必ずしも自分のための保険加入ではなく、この点からも個人主義的ではない。強制されるということは、自由主義とも逆行する。合理主義との関りは、個別経済的には、等価交換が放棄されているという点で非合理的とはいえるものの、たとえば貯蓄などと比較して、各人が単独で社会保険が対象とする危険に対処することに比べれば、合理的といえよう。特に、応能負担とされても、社会経済的にみて経済的保障のための貨幣が節約されていることに変わりはないので、合理的といえよう。そして、しばしば公的保険が私的保険の限界を超えるということを考えあわせると、公的保険の存在意義は確固としたものといえる。いずれにしても、前述したように、保険の合理性は保険の2大原則の堅持によってのみ維持されるわけではない。保険の2大原則は、保険と危険との関係からすれば、あくまでも「危険大量の原則」、「危険同質性の原則」を基本とするが、両者はトレード・オフの関係にある。むしろ、現実には「危険相殺の原則」、「危険混合の原則」がとられ、大量な保険契約の存在が保険にとって最重要といえよう。この点からすれば、強制保険制は大量な保険契約を集積する有効な保険技術という見方ができる。保険技術は、多様で、柔軟であり、そのため保険という制度も柔軟な制度と把握すべきであろう。従来の保険学は、この点の認識が甘かったのではないか。公的なもの＝非効率的・非合理的との固定観念でのみ社会保険を捉えるのではなく、その保険的合理性発揮の可能性を評価する必要がある。社会

保険は、私的保険と異なり、個人主義的、自由主義的ではない点で、資本主義性が修正された保険である。しかし、社会保険は国民の生存権保障という社会的要請・国家的課題に応えるための合理的な経済制度であるといえよう。

(2) 社会保障制度としての社会保険

社会保障という言葉は、必ずしも国際的に統一された用語ではないが、国民の生存権の保障を実現するために、国家が責任を持って実施する制度で、疾病・負傷・出産・老齢・障害・多子・死亡・業務災害・失業・貧困などの場合に一定の給付を行う制度と捉える。その体系は、国際労働機関（ILO）が採択した102号条約に示されている医療給付（現物給付）、傷害給付（現金給付）、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、出産給付、障害給付、遺族給付の9つが代表的であり、実施方式は、公的サービス、強制的社会保険、任意的社会保険、公的扶助のいずれかまたはその組み合わせである²³⁾とされる。沿革的には、社会保険、公的扶助を軸とした狭義の所得保障中心の制度といえる。英・米では社会保障を狭義の所得保障に限定しており、わが国では狭義の所得保障に限らずもっと広く解している。以下では、わが国の社会保障体系を前提にして考察を進める。

23) 戦後、わが国では社会保障制度が構築されるにあたって基本とされた、日本版「ベヴァリッジ報告」ともいわれる社会保障制度審議会〔1950〕では、社会保障を次のように定義づけている。「いわゆる社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済的保障の道を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいうのである。」

図 3. 社会保障の体系

(単位：億円)

広義の社会保障	660,563	構成比(%)
・ 狭義の社会保障	638,813	100.0
社会保険	464,021	72.6
公的扶助	13,881	2.2
社会福祉	30,824	4.8
公衆衛生・医療	54,178	8.5
老人保健	75,908	11.9
・ 恩 給	18,277	
・ 戦争犠牲者援護	3,723	
社会保障関連制度	11,765	
住 宅 等	11,075	
雇用（失業）対策	690	

(注) 1993年度実支出。

資料) 健康保険連合会編 [1995]。

わが国で社会保障という場合、通常図3のように狭義には社会保険、公的扶助、社会福祉、公衆衛生・医療、老人保健よりなり、広義には狭義の社会保障に恩給・戦争犠牲者援護が加わり、さらに関連制度として住宅等と雇用（失業）対策が含まれる。

わが国の社会保険は、労災保険・医療保険・年金保険・失業保険の4部門全てを備えており、特に医療保険と年金保険は全国民が加入する国民皆保険・国民皆年金となっている。

公的扶助とは、ナショナル・ミニマムを国家の責任において、公的負担（一般租税）で保障する制度である。ミーンズ・テスト（資力調査）を伴い、社会保険が防貧機能を有するのに対して、貧困に陥った者を救済する救貧機能がある。わが国では第2次世界大戦後生活保護と呼ばれている。生活保護の原理は落層原因、人種・社会的身分などを問わない「無差別平等の原理」、保障水準は最低限度の健康で文化的な生活水準という「最低生活の原理」、自己努力、生活のための努力、資産の活用、扶養義務の履行、他制

度等を活用してもなお不足する部分を支給するという「保護の補足性の原理」があげられる。そして、実際の生活保護実施にあたっては、保護は要保護者自身か扶養義務者などの申請ではじめて開始されるという「申請保護の原則」、保護は個別的必要に応じて行われるべきであるという「必要即応の原則」、支給される生活保護費の基準額は年齢別、地域別などを勘案して実地調査などで認定された収入との差額を支給するという「基準および程度 of 原則」、保護は個人ではなく同一生計の世帯を単位とするという「世帯単位の原則」に規定され、生活・住宅・教育・医療・出産・失業・葬祭の7種の扶助により給付される。公的扶助は、対象を特定する対象別扶助と公的扶助基準だけで判断する一般扶助があるが、わが国の生活保護は一般扶助である。

社会福祉とは、児童・母子家庭・高齢者・身体障害者など社会的障害を持つ人々に対して、国家が援護・育成・更生を図るために一定の生活財やサービスなどを供給することである。換言すれば、社会福祉の基本目的は、心身の機能の喪失などによって生じる生活上のハンディキャップを除去ないしは軽減することである。

公衆衛生・医療とは、健康を保持・増進するための施策である。公衆衛生は生活環境の保全を目的とし、公権力による規制を中心としている。

老人保健は、周知の通り、老人医療費の増大に苦しむ国民健康保険の救済のため、70歳以上の老人等の医療を一般医療から区別して老人医療費の公平な負担を目的とした制度である。

重要なことは、もちろん、これらの各種制度が総合一元的に運営されて効果を十分発揮することである。わが国社会保障制度は、イギリスの社会保障制度を参考として構築されたため、

図4. 社会保険の特徴(2): 社会保障制度としての社会保険

	社会保険	公的扶助	関連事項
拠出	保険料	無償	
機能	防貧	救貧	補完的關係
権利性	豊富	乏しい	スティグマ
性格	事前	最後の安全網	保護の補足性
給付	一般・普遍	個別的必要	
ミーンズ・テスト	無	有	

社会保険中心の体系になっている²⁴⁾。これは、「国民の自主的責任の観念を害することがあってはならず」、「社会保障の中心をなすものは自らをしてそれに必要な経費を醸出せしめるところの社会保険制度でなければならない」²⁵⁾からとされる。公的扶助は、社会保険のみでは救済し得ない困窮者に対する社会保険の補完的な施策であり、「最後の施策」²⁶⁾とされる。そして、社会保険や公的扶助がよりよく機能するためには、公衆衛生や社会福祉も必要とされるのである。

さて、公的扶助との比較を通じて、社会保険の特徴について考察したい(図4参照)。

社会保険も保険である限り、事前性がある。この事前性が貧困対策として、防貧機能を発揮

させる。しかし、これは逆に言えば、救貧機能に劣ることを意味し、補完的に公的扶助がこの機能を果たすのである。救貧機能を果たす公的扶助が「最後の施策」とされるのは、自助が原則の資本主義社会にあって、社会保障は自助の不備を補うものといえ、自助そのものを否定するのではなく、あくまで尊重することから、一方的な公助は自助その他の努力をした上で実施されるべきとの考えによる。社会保険と公的扶助の補完的關係から、両者の性格には対照的なところがあるといえよう。

制度に対する拠出については、社会保険は当然保険料を徴収されるのに対して、公的扶助は無拠出である。しかし、社会保険では事業主負担、公的負担がみられ、公的負担の割合が高まれば、公的扶助に近づく。保険料の割合が著しく低く、収支相等も長期にわたって破れているとなれば、それは社会保険ではなく、別の制度になってしまうことを意味するかもしれない。

ところで、社会保険では保険加入者以外の拠出が含まれるとはいえ、自ら拠出するということは、給付請求に権利性を自覚させやすい。生存権の保障は国民の権利であり、国家の義務である。したがって、公的扶助は何ら慈善的でも

24) 体系上の中心が社会保険であるからといって、社会保険が常に中心的な機能を果たすわけではないことに注意を要する。たとえば、戦後のわが国において、復興期は国民が貧困を極める中で公的扶助が大きな役割を果たしたのに対して、社会保険は制度自体が崩壊の危機に瀕していた。高度成長期になると国民の生活水準の向上を背景として、公的扶助ではなく、国民皆保険・皆年金を基本とする社会保険が体系上も、機能上も中心を占めた。わが国の戦後の社会保障制度の発展については、厚生省編[1996] pp. 91-98を参照されたい。また、社会保障制度審議会[1962]において、「社会保障は救貧から防貧へ発展するといわれる」との指摘がある。

25) 社会保障制度審議会 [1950]。

26) 同上。

温情的でもなく、国民は必要ならば権利として請求できる。しかし、実際には無拠出であることから権利としての理解に乏しく、公的扶助を受けることにスティグマ (stigma, 汚点) を与えてしまう。このような誤解は、受給者側だけではなく、福祉の担当官や一般の人々にも根強い²⁷⁾。いま一度、生存権については確認しておきたい。

次に、給付の性格であるが、保険は対象とする保険事故を設定するにあたって、ある程度規格化が必要なことから、給付は一般性・普遍性を有する。公的扶助は、個別の必要に応じて実施されるので、社会保険と対照的である。また、社会保険では所定の保険事故が発生すれば給付がなされるが、公的扶助では個別の必要に応じるため、ミーンズ・テスト (資力調査) が行われる。そして、このミーンズ・テストが、スティグマに結び付く面がある。

以上、社会保険の2面性から、保険としての社会保険、社会保障としての社会保険として考察を進めてきたが、もちろん、中心は社会保障としての社会保険にある。充実した経済的保障制度の構築のために社会保障はいかなる役割を果たすべきか、その課題に応えるために社会保険はどうあるべきか、といった視点が基本となろう。そして、社会保険の在り方を考える時、保険性と政策性・福祉性という2面性をジレンマとして捉えるのではなく、保険技術は柔軟に活用され、そのため保険制度というのも柔軟な制度であると考え、そのような特質のある保険の技術をいかに社会保障政策目的を達成するために利用するかが重要なのである。

27) このような状況が生んだともいうべき悲惨な事件について、水島 [1994] を参照されたい。

6. 相互扶助と再分配

先日新聞報道において、これまで論述した筆者の見解とは著しく対立する社会保険に関する興味深い指摘がされていたので、それを考察することで本稿の結論とする²⁸⁾ (考察を加える対象の見解について、以下では、便宜的に「記事」と呼ぶことにする)。

まず、保険に対して、「保険原理とは加入者の相互扶助であり、所得の再分配とは本質的には関係ない」としている点について考察する。すでにこれまでの論述から明らかなように、このような捉え方は、筆者の見解とは真っ向から対立する。筆者の保険に対する理解に従えば次のように言い換えることになる。すなわち、「保険原理とは一種の所得再分配であり、加入者の相互扶助とは本質的には関係ない」と。

保険の原理とはもともと資本主義的なものであり、相互扶助などとは対局にある、個人主義・自由主義・合理主義と関るのである。だからといって、保険における相互扶助性が完全に否定されるかというと、そうではない。なぜならば、保険が社会化・混合化を通じて発展する過程で、多様な保険企業が登場し、保険・保険原理の資本主義性が修正された保険が発生しているからである。したがって、制度としての保険が事業として営まれる過程で、保険の運営主体・経営

28) 『日本経済新聞』1996年8月30日、5面における経済審議会行動委員会の報告書素案に関する記事。本記事に関し、筆者が問い合わせたところ、同委員会は審議中であり、公式発表がなされたわけではないとのことである。しかし、新聞報道により紹介された見解は、考察を進める上で有益なので取り上げる次第である。したがって、本稿では、特定の個人、団体の見解としてではなく、考察を進める上での仮定の見解と位置付けて、便宜的に取り上げるに過ぎない。ここでの筆者の見解は、報告書素案に対する論評ではないことを念のため付言しておく。

主体の性格の違いによって異なった属性が表れるということであり、保険が相互扶助性を持ちうる可能性が完全に排除されるわけではない²⁹⁾。そして、保険に所得再分配機能があるからこそ、相互扶助性が生じる可能性があると考えべきなのである。しかし、繰り返すが、保険の相互扶助性は保険という制度の本質や保険の原理と直接関るものではなく、あくまで保険の制度と事業の関連において把握すべきものである。保険の原理と相互扶助性との関係では、保険が仕組み的には助け合いのようになっていると把握すべきなのである。「記事」では、相互扶助と所得再分配をいわば対立概念と把握しているが、両者は対立するものではなく、もともと融合しやすいものではないか。その融合をもたらしうるのが、「事業としての保険」である。したがって、筆者が「保険原理とは一種の所得再分配であり、加入者の相互扶助とは本質的に関係ない」と主張するとき、相互扶助と所得再分配は融合し得るものであり、それを媒介するのが「事業としての保険」であると捉えているのである。「記事」に対して、「相互扶助」と「所得再分配」という言葉の位置を変えただけではない点に注意されたい。保険における「相互扶助」と「所得再分配」を対立概念として捉えている点から、すでに「記事」の見解は誤っている。

また、社会保険で前面的に保険の相互扶助性を強調するのは、誤りであろう。社会保険は国民レベルの相互扶助などとはいわれるが、社会保険をよりよく理解してもらうためにある一面を強調したということでは容認されようが、相互扶助を強調し過ぎると、実態を見失うことに

なりかねない。なぜならば、保険者として国家を無色透明な、中立機関と捉えることになりかねないからである。国家の主体性を認識しなければならない。だいたい、社会保険の強制保険性は、国家権力と結び付きこそすれ、相互扶助とはおよそ程遠いものであろう。相互扶助ならば、強制などする必要はない。保険の相互扶助性をめぐる問題は、保険学的にはすでに決着済みとの観もあるが、保険の相互扶助性を強調する見方は各方面で意外と強く、依然として今日的テーマなのかもしれない。保険の相互扶助性については、いずれ別稿において論じることにしたい。

次に、保険を所得再分配制度と捉えることについて、考察を進めたい。これは、保険は貨幣の分配を通じて経済的保障機能を発揮することにより、所得を再分配していると考えられるものである。資本主義経済社会では生産と消費が分離しているため、生産活動から得られた報酬は経済主体が行った生産活動に応じて分配される。これが所得分配である。所得分配は、市場メカニズムに基づいてなされるが、往々にして不平等になりがちで、あまりに不平等であれば、社会問題化しよう。そのため、通常不平等を是正する所得の再分配が行われる。現代の性格を理解するキー・ワードを「福祉国家」とすれば、福祉国家は所得再分配国家といっても過言ではない³⁰⁾。

たとえば、所得税の累進課税が代表的であり、所得再分配効果を有するといわれる。したがって、所得再分配とは、所得の分配率に影響を与えることといえよう。そして、所得再分配といえば、国家による平等政策性を有した再分配が

29) 石田 [1979] pp. 56-64.

30) 林 [1992] pp. 22-23.

暗黙のうちに前提とされていると思われる³¹⁾。そのため、保険については、社会保険の再分配効果が指摘されることはあっても、一般の保険についての再分配効果が指摘されることは、稀である。しかし、政策性の有無が所得再分配の要件ではないであろう。政策性のない不平等を促進する所得再分配だって有り得るし、政策性の有無に関らず、重要な所得再分配機能を果たしている制度があるかもしれない。実は、保険とは、たとえ私的保険であっても、重要な所得再分配機能を果たしているのである。租税、社会保険などを国家権力を背景とする強制的な所得移転による所得再分配制度とすれば、私的保険は任意的な所得移転による所得再分配制度といえよう³²⁾。また、社会保険と私的保険を比較すれば、共に特定の偶然事象（保険事故）に遭遇し、経済的ニーズが発生した者に対する再分配であるが、社会保険に社会的平等推進機能が仕組まれているのに対して、私的保険にはそのような機能は予定されていない。従来、保険については、保険資金蓄積の側面に目が向けられることが多く、また、戦争遂行などのために保険の資金蓄積機能が利用された例などがあるが、社会保険などは、保険の資金蓄積機能もさることながら、保険の所得再分配機能をも積極的に利用している制度と捉えるべきであろう。社会保険の社会的平等推進機能は政策性の反映ではあるが、保険の仕組み・所得再分配を使って行っているとの認識を持つべきであろう。保険学

は、保険の再分配的側面を軽視してきたが、今後はこの面の研究を発展させることが重要であろう³³⁾。

ところで、社会保険が社会保障の中心とされたのは、社会保障制度審議会によれば、財源が確保しやすいためということであった。ところが、「記事」では「社会保険を財源とするために、無駄に対してのチェックが制度的に働いていないのではないか」との社会保険に対する批判が加えられる³⁴⁾。医療分野では、社会保険は加入者相互の相互扶助が目的にもかかわらず、現役世代から高齢世代への所得再分配機能の面が強まっているとし、前述の「保険原理とは加入者の相互扶助であり、所得の再分配とは本質的には関係ない」との見解に基づき、保険ではなく所得再分配である税金に財源を求めるべきとしている。さらに、所得再分配機能との関連のみならず、財源の決定方法において、社会保険は国家予算と異なり不透明で、そのため無駄に対するチェック機能が働かず、税金に財源を求めることを示唆する。

なるほど、社会保険における財源の求めやすさは、反面において、無駄のチェックが働きにくいことを意味するのかもしれない。しかし、国家予算を経るからといって、税金が透明で、効率的に使われているとはいえない。もしそうなら、現在の行財政改革の大合唱はどのように理解すればよいのであろうか。住専問題における公的資金投入一つをとってみても、財政自体が不透明ではないのか。また、所得再分配機能に関する税金と保険については、前述した通りで、保険には所得再分配機能がなく、税金の方

31) Le Grant, Propper and Robinson [1992] pp. 206-227.

32) 庭田 [1995] pp. 143-145.

33) 保険の再分配的側面を重視する見解は、近藤 [1968] pp. 64-65, Dorfman [1994] p. 2などにもみられるが、再分配的側面を重視した本格的な研究は、真屋 [1991]「予備貨幣再分配説」によってなされたといえよう。

34) 「記事」の社会保険に対する基本的な捉え方は、社会保障制度審議会 [1995]における社会保険に対する理解と対立するもののようである。

が優位などとは全くいえない。いずれにしても、社会保障制度自体の効率性、透明性の観点から、保険よりも税金をなどといった結論は、単純に導き得ない。

この点に関連して、「記事」では「社会保険は自律的に効率化を目指すという保険本来の特質を失ってしまい、肥大化の方向性を示し、介護保険制度の創設を模索するに至っている」と指摘している。「自律的に効率化を目指す」ことを保険本来の特質としているが、これは何を指すのであろうか。社会保険が効率化できないために肥大化しつつあるとの見解のようであり、根底に社会保険（医療保険）の赤字への問題意識があると思われることから、給付・反対給付均等の原則を指していると思われる。すなわち、私的保険であれば、給付が増えるならば、それに見合った保険料の増加・保障の対価としての反対給付、保険料徴収があるが、社会保険では保険料徴収が不十分であり、そのため赤字が累積しているとの認識であろう。つまり、給付・反対給付均等の原則を貫徹させようとしないところに原因を求めているのではないか。このように、仮に、保険本来の特質・自律的効率化＝給付・反対給付均等の原則の適用との主張であるとするならば、次のような問題点を有する。社会保険の特徴の一つは、保険の原則の適用、特に給付・反対給付均等の原則の修正ないし放棄にある。給付・反対給付均等の原則を追求するとなれば、保険の政策性・福祉性の後退であり、社会的平等を推進する所得再分配機能の後退である。今後財源を所得再分配の税金に求めるべきとしながら、社会保険の所得再分配効果を減じるとする主張となっている。このような矛盾した主張となるのは、前述のように、保険の理解の仕方が転倒しているからであろう。さ

らに、保険の合理性の追求は、偏に給付・反対給付均等の原則にありとの保険技術に関する認識があるからであろう。社会保険の強制保険制は、私的保険では達成し得ない保険的合理性を有する点を考慮する必要がある。ただし、「記事」におけるこうした一連の社会保険批判には、安易に財源を社会保険に求め、何でも保険でといった発想に対する問題意識があるのであろう。この点は重要であり、介護をめぐる「記事」の示唆するように、より根源的な問いかけから始められるべきである。

社会保険の理念とは、国民の生存権確保・生活の安定であり、保険の2大原則に則していえば、給付・反対給付均等の原則の修正ないし放棄にたった上での収支相等の原則といえる。また、その理念は資本主義性の修正であり、社会保険は、運営理念的には、社会的連帯・国民レベルの相互扶助制度といえよう。そして、社会保険は、福祉国家における経済的保障体系である自助・互助・公助の公助の中核を占め、広く国民福祉を支える役割を期待されている。

参考文献

1. 石田重森 [1979] 「第2章 現代における保険(2)」石田重森・真屋尚生『保険理論の新展開』慶應通信。
2. 石畑良太郎・佐野稔編 [1996] 『現代の社会政策』第3版、有斐閣。
3. 印南博吉 [1956] 『保険の本質』白桃書房。
4. 大河内一男 [1979] 『社会保障入門』青林書院新社。
5. 大林良一 [1952] 『社会保険』春秋社。
6. 小川浩昭 [1995] 「地震保険と自由平等」『経済学研究』第61巻第3・4合併号、九州大学経済学会。
7. 小川浩昭 [1996a] 「保険金融論研究序説——基礎理論の検討」『経済学研究』第62巻第1-6合併号、九州大学経済学会。
8. 小川浩昭 [1996b] 「保険本質論」『経済学研究』第63巻第1号、九州大学経済学会。
9. 小川浩昭 [1996c] 「保険の歴史と分類——自助・互助・公助の保険経済学」『経済学研究』第63巻第2

- 号, 九州大学経済学会。
10. 京極高宣 [1995]『社会福祉学とは何か——新・社会福祉原論』全国社会福祉協議会。
11. 健康組合連合会編 [1995]『社会保障年鑑』1995年版, 東洋経済新報社。
12. 厚生省編 [1996]『厚生白書——家族と社会保障——家族の社会的支援のために——』平成8年版。
13. 小早川光郎 [1991]「第3章 社会保障政策と福祉概念」隅谷三喜男編『社会保障の新しい理論を求めて』東京大学出版会。
14. 小林惟司 [1990]「第4章 保険思想史研究の諸問題——日本保険思想に関連して」田村祐一郎・高尾厚編著『現代保険学の展開』(水島一也博士還歴記念論文集) 千倉書房。
15. 近藤文二 [1965]「社会保障と社会保険」今井一男・佐口卓編『社会保障の理論と課題』(末高信博士古稀記念論文集) 社会保険法規研究会。
16. 近藤文二 [1968]『社会保険』第3刷, 岩波書店。
17. 佐口卓 [1992]『社会保障』新訂版, 日本労働研究機構。
18. 佐波宣平 [1951]『保険学講案』有斐閣。
19. 事典刊行委員会編 [1989]『社会保障・社会福祉事典』労働旬報社。
20. 社会保障研究所編 [1994]『社会保障の財源政策』東京大学出版会。
21. 社会保障制度審議会 [1950]『社会保障制度に関する勧告』。
22. 社会保障制度審議会 [1962]『社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告』。
23. 社会保障制度審議会 [1995]『社会保障体制の再構築——安心して暮らせる21世紀の社会を目指して』。
24. 隅谷三喜男 [1991]「序論 社会保障の新しい理論を求めて」前掲隅谷編『社会保障の新しい理論を求めて』。
25. 西岡幸泰 [1996]「第2章 独占資本主義段階と社会政策の発展」前掲石畑・佐野編『現代の社会政策』。
26. 西村裕通・荒又重雄編 [1995]『新社会政策を学ぶ』有斐閣。
27. 日本社会福祉実践理論学会編 [1996]『社会福祉基本用語辞典』川島書店。
28. 庭田範秋 [1973]『社会保障論——現代における保障と保険の理論』有斐閣。
29. 庭田範秋 [1974]『現代保険の課題と展望』慶應通信。
30. 庭田範秋 [1992]『新種保険論』増補版, 慶應通信。
31. 庭田範秋 [1995]『新保険学総論』慶應通信。
32. 林健久 [1992]『福祉国家の財政学』有斐閣。
33. 平田富太郎 [1994]「第1章 外在的社会政策論」平田富太郎・佐口卓編『社会政策構議』三訂版第2刷, 青林書院。
34. 広海孝一 [1994]『保険論』改定版, 中央経済社。
35. 古川孝順 [1995]『社会福祉学序説』有斐閣。
36. 真屋尚生 [1987]「保険制度をめぐる自由と平等——予備貨幣説の再検討」真屋尚生・石田重森編著『新時代の保険』(庭田範秋博士還歴記念論文集) 千倉書房。
37. 真屋尚生 [1989]「第5章 社会保険論」庭田範秋編『保険学』成文堂。
38. 真屋尚生 [1991]『保険理論と自由平等』東洋経済新報社。
39. 真屋尚生 [1995]「経済発展と保険の機能」『商学集志』第65巻第2号, 日本大学商学研究会。
40. 三浦文夫 [1995]『社会福祉政策研究——福祉政策と福祉改革』増補改訂版, 全国社会福祉協議会。
41. 水島宏明 [1994]『母さんが死んだ——しあわせ幻想の時代に』社会思想社。
42. 森岡清美ほか編 [1993]『新社会学辞典』有斐閣。
43. 籠山京・江口英一・田中寿 [1968]『公的扶助制度比較研究』光生館。
44. Beveridge, Willam [1942], *Social Insurance and Allied Services, Report by Sir Willam Beveridge, Presented to Parliament by Command of His Majesty, November 1942, Cmd. 6404, London, His Majesty Office*, [山田雄三監訳 [1969]『ベヴァリッジ報告 社会保険および関連サービス』至誠堂]。
45. Dorfman, Mark S. [1994], *Introduction to Risk Management and Insurance*, 5th ed., Englewood Cliffs, Prentice-Hall.
46. Flora, Peter and Arnold J. Heidenheimer (eds.) [1995], *The Development of Welfare States in Europe and America*, 5th printing, New Brunswick and London, Transaction Publishers.
47. Le Grand, Jurian, Calol Propper and Ray Robinson [1992], *The Economics of Social Problems*, 3rd ed., London, Macmillan.
48. Rejda, George E. [1994], *Social Insurance and Economic Security*, 5th ed., Englewood Cliffs, Prentice-Hall.
49. Titmuss, Richard M. [1974], [Abel-Smith, B. and Kay Titmuss (eds.)], *Social Policy : An Introduction*, George Allen and Unwin, [三友雅夫監訳 [1981]『社会福祉政策』恒星社厚生閣]。

[1996年9月稿]